# いじめに向き合う

## いじめ防止基本方針

# 基本理念

- ●いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に 取り組みます。
- ●いじめはどの学校、どの子どもにも起こりうるとの認識に立ち、 いじめの早期発見に努めます。
- ●子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、家庭・学校・地域や関係諸機関等との連携により、これを解決します。

## 子どものサインを見逃さない

- ① 教員一人一人の対応力を向上させる
- ② 学校ではチームで対応する(一人で対応しない)
- ③ ケースに応じて関係機関と連携して対応する
- 4 学校、保護者、地域との周知徹底を図る。

令和2年4月

新宿区立落合第二小学校

## いじめ防止対策推進体制

落合第二小学校では、「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止対策 委員会等、いじめ防止対策のための組織を中心に、いじめ未然防止、早期発 見、早期対策を行います。

## 落合第二小学校

## 新宿区教育委員会

### いじめ防止対策委員会

校長・副校長・生活指導主幹 養護教諭・若葉主任・各学年主任 スクールカウンセラー

## 職員会議

#### 関係諸機関

新宿区教育委員会

戸塚警察署 1523207-0110

東京都児童相談センター中落合子ども家庭支援センター

Tel 3366-4152

Tel 3952-3084

## 未然防止

いじめは「どの学校、どの子どもでも起こりうるもの」を前提に、すべての児童を対象に、取組みを充実する。

- 人権尊重教育の 充実
- ●道徳教育・法教 育の充実
- ●体験活動の充実
- 情報モラル教育 の充実
- ●児童による主体 的な活動の支援
- 保護者・地域と の連携の促進

### 早期発見

いじめは「見えにくいもの」であることを認識し、児童のさいな変化に目を向けていくことから、取組みを充実する。

- ふれあい月間(6月、11月、2月)
- アンケート実施
- 個人面談の実施
- ・hyper-QUの実施
- 教育相談体制の 充実
- 教育相談機関の 周知

## 早期対応

いじめを受けた児 童を守ることを最 優先し、家庭や地域 住民、関係機関等と の連携により速や かに解決する。

- ●学校問題支援室 との連携
- 保護者との連携、支援
- ●いじめを受けた 児童への心のケア
- ●出席停止の措置
- ●警察との連携
- ●重大事態への対応

## 対応力の向上

いじめを防止する ため、教職員の意識 改革と対応力向上 のための研修等を 行う。

- ●校内研修の充実
- 特別支援教育
- •授業力向上
- hyper-QU を活用 した児童理解と 学級経営
- •hyper-QUの結果の 共有

●いじめ防止等の対策のための組織を中心に取組みを計画し、各委員会、各 部会等ですべての教職員が協力して対応を進める

#### いじめの理解

いじめに向き合っていくためには、いじめを正しく理解し、共通の認識 をもって対応していく。

#### 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 (いじめ防止推進対策法2条)

#### 2. 定義の捉え方

いじめには多様な態様があり見えにくいものであることを理解し、一人一人の児童に寄り添うことによって実態を把握することが重要である。

#### (1) いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

#### 3. いじめの理解

様々な態様を持ついじめは、刻一刻とその姿を変えており、これでまでの経験や感覚でのみ 捉えることは非常に危険である。

### (1)「どの学校、どの子でも起こりうるもの」

・いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることであり常に児童 の様子や変化や交友関係に目を向け、目に見えにくいいじめの発見に努める必要がある。

#### (2)「身体的苦痛を感じているかどうか」にとらわれ過ぎない

- ・行為がいじめであるか否かを判断する際に、いじめを受けた児童の気持ちに寄り添うことが 重要である。
- ・いじめを受けた児童が行為を「いじめ」であると認めない場合が多々あり、判断に当たって は、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして状況を正確に確認する。

#### (3)特別な支援を必要とする児童への理解を深める

・他の児童がいじめと感じないことであっても敏感に反応して傷ついてしまったり、その行動が他の児童からいじめであると思われてしまったりすることがある。教職員自身の感じ方だけで判断するのではなく、障害について、適切に理解することも、いじめを理解するうえでは大切である。

#### (4)教職員自身のいじめへの理解や対応力を高める

・児童の発達や障害、いじめの様態や人間関係の状況についての理解を深め、いじめにかかわらず、児童の様々な問題行動への対応力を高めるために校内研修を適宜実施していく。



#### 未然防止の取組み

# いじめは、「どの学校、どの子でも起こりうるもの」であることから、すべての児童を対象に、未然防止の取組みを行う

#### 1. 学校・教職員の役割

児童を取り巻くすべての大人がいじめについての正しい認識をもって、児童に接していく。 児童が一日の 大半を過ごす学校では、いじめ防止にかかわる教師の役割が大きい。

#### (1) 教職員全員の共通理解を図る

・すべての教職員が共通の認識に立ち、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に行って はならない」という雰囲気を学校全体に醸成する。

#### (2) 授業改善を進める(いじめ未然防止の第一歩)

- ・教職員全員の共通理解の下、時間を守って着席する。授業中の正しい姿勢を徹底させる等の 態度の育成を図っていくことも授業改善の一つである。
- ・児童にとって「わかる授業」づくりや、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。

#### (3) 教職員自らの認識や言動への配慮

- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・障害(発達障害を含む)について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる。

#### 2. 学校の取り組み

児童が相手を攻撃したり貶めたりしてしまうといった行動を変容させていく。そのためには、学校や教師の指導や支援の充実だけでなく、児童自らが自己の課題として行動するとともに、家庭や地域住民と共に子どもを育てていく風土の醸成が欠かせない。

#### (1) 人権尊重教育・道徳教育の充実

・人権教育の全体計画や年間指導計画、道徳教育全体計画や年間指導計画をもとに、計画的で 継続的な指導や支援を行う。

#### (2) 体験活動の充実

・児童が他者から認められることなどを通して自己有用感を獲得することにより、いたずらに 他者を否定したり、攻撃したりすることが減少する。

#### (3)情報モラル教育の充実

- ・子どもたちの実態を把握する(携帯、スマホの所持)
- ・情報モラル教育の年間指導計画の作成と授業の実施
- ・保護者会、PTA活動などを活用した保護者への意識づけと啓発をする。
- ・情報モラル教育に関する校内研修を実施する。

#### (4)児童による主体的な活動の支援

- ・代表委員会、学年を中心とする「あいさつ運動」を行ったり、人権マナー7か条の作成をしたりする。
- 「ふれあい月間」に合わせての代表委員会による「いじめ防止月間」の周知をする。

#### (5) 保護者・地域住民との連携の充実

- ・学校評価を活用して、児童の実態を把握し、共通目標を理解する。
- ・PTA が主体的にいじめ防止に係る活動を展開する。
- ・道徳授業地区公開講座やセーフティ教室において、いじめについての意見交換会を設定する。
- ・保護者とともに、児童が自己有用感を獲得できる体験活動を計画する。

#### (6)特別支援全体会での情報の共有

・ hyper-QU の結果をもとに、要支援群の児童について担任から現在の様子について報告し、 全教職員で今後の指導について共通理解を図る。

#### 早期発見の取組み

いじめは、「どの学校、どの子でも起こりうるもの」であり、「見 えにくいもの」であることを認識し、児童のささいな変化に目を向 けていくことが早期発見への第一歩である。

#### 1. 学校・教職員の役割

いじめを発見することは非常に困難であることから、児童のささいな変化に目を向けていく ことや変化を見逃さないことが大切である。

#### (1)児童のささいな変化に気づくための取組み

- ・朝の健康観察や出席をとる時、一人一人の顔を見て声を聞く
- ・挨拶運動等実施時に、児童の表情に目を向け、声をかける
- ・学級日誌や個人ノート、日記等から様子を把握する
- ・休み時間や下校時の様子や一緒にいる友達を確認する
- ・空き時間等を活用して他の教科の授業の様子を観察する
- ・体調不良等で保健室を訪れた後に、養護教諭と情報交換する

#### (2) 児童のささいな変化を発見につなげる

児童のささいな変化に気付いても、その後の行動に結びつけなければ、いじめの発見には結びつかない。変化を感じた児童に言葉をかけたり、担任や次の時間の授業を担当する教職員に 状況を伝えたり、保護者と連絡を取ることも大切である。

#### 2. 学校の取組み

多くのいじめは、仲間はずれや無視、いたずらや、からかい等、暴力を伴わない行為が中心であることで発見が難しく、定期的なアンケートや個人面談が有効的である。

#### (1) ふれあい月間 (6月、11月、2月)

①ふれあい月間の流れ

- ・保護者へ、ふれあい月間の実施について、お知らせをする
- ・児童に対し、全校朝会等で、校長等が「ふれあい月間」に係る講話を行う
- ・児童・教員を対象に、「いじめ」や「教員の指導」等について、アンケート、hyper-QU 等を実施する
- アンケートの集約・分析を行う
- ・アンケートから把握した課題について、当該児童等から聞き取りを行うとともに、保護者へ の連絡等を含め適宜必要な指導・対応を組織的に行う
- ・結果を教育委員会「学校問題支援室」に報告する

②アンケート実施上の注意

- ・いじめを把握することを目的とし、被害者や加害者の特定を目的にしない
- ・他の児童の目に触れないよう、箱や封筒に入れる等回収の仕方を工夫する
- ・担任以外の教職員が実施・回収することも検討する
- ・緊急性がある場合を考慮し、できるだけ速やかに、組織で分析を行う
- ・消しゴムで消した跡等、サインを見過ごさないようにする

#### (2)教育相談体制の充実

・児童が相談しやすい雰囲気をつくるとともに、SC の相談が受けられる日時を周知する

#### (3)教育相談機関等の周知

・いじめ等の相談機関等を児童、保護者や地域住民に広く周知しておく



#### 早期対応の取り組み

いじめの疑いが認められた時は、いじめを受けたと思われる児 童を守ることを最優先し、家庭・学校・地域や関係機関等との連 携により、速やかにこれを解決する。

#### 1. 学校・教職員の役割

いじめは、いじめを受けた児童の心身に大きな傷を残すことを理解し、身近な大人としてその児童に寄り添い守るとともに、組織として対応していく。

#### (1) 迅速に対応する

・いじめを受けたと思われる児童を守る観点から、早い段階から対応する。また、児童やその 保護者から「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、早急に対 応する。

#### (2)組織的に対応する

・いじめやいじめの疑いが認められた場合には、担任等、特定の教職員で抱え込まず、管理職 に報告するとともに、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有して対策を検討する。

#### (3)児童に親身に寄り添う

- ・いじめを受けた児童に対しては、「あなたが悪いのではない」ことを伝える等、自尊感情を高 めるよう留意する。
- ・いじめた児童に対しては、毅然とした態度で接し、自らの行為の責任を自覚させる。但し、 いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な 人格の発達に配慮する。
- ・その後も定期的に様子を聞く等、最後まで児童に寄り添う。

#### (4) 保護者との連携、保護者への支援・助言

- ・いじめを受けた児童の保護者に対しては、その日のうちに保護者に連絡をし、徹底して当該 児童を守り通すこと、秘密を守ること、学校全体で対応していていくことなど具体的な対応 方針を伝える。
- ・いじめた児童の保護者に対して、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して対応できるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

#### (5)関係諸機関との連携を図る

・いじめは、学校の外に原因が認められたり、指導しても十分な解決が図られなかったりする ことがあるので、教育委員会「学校問題支援室」「子ども家庭支援センター」「所轄警察署」 と積極的に連携する

#### 2. 学校・教職取員の組み

「いじめ防止対策委員会」を中心に対応方針を整理し、教職員の共通理解のもと、組織的な対応をする。

#### (1)対応のポイント

- ・事象をなくすことや、加害者を特定することをゴールにしない。
- 事実確認は慎重に行う。
- ・いじめが起きた集団への指導を行う。

#### 3. 軍大事態への対応

いじめにより児童の生命や財産が脅かされる等の重大事態が発生した場合には、いじめを受けた児童やその家族に寄り添うとともに、他の児童への心のケアを行う等、教育委員会と連携して対応に当たる。

#### (1)教育委員会との連携

・速やかに報告をし、指示に従って対応に当たる。

#### (2)情報の管理

・いじめを受けた児童やいじめを行った児童の人権に配慮し、情報の取扱いについては十分に 配慮する。